

令和6年度第2回総合教育会議

I 第4期上尾市教育振興基本計画について

- 1 教育振興基本計画について
- 2 教育の振興に関する大綱について

1 教育振興基本計画について

教育基本法第17条第2項の規定に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（上尾市の第3期計画は、令和8（2026）年3月までを計画期間としている。）

<国> 第4期 教育振興基本計画

計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度



<県> 第4期 埼玉県教育振興基本計画

計画期間：令和6（2024）年度～令和10（2028）年度



<市> 第4期 上尾市教育振興基本計画

計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（予定）

(参考) 第4期教育振興基本計画(国)

(令和5(2023)年6月閣議決定)

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・ 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・ Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上

- ・ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・ 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的・幸福と獲得的・幸福のバランスを重視
- ・ 日本発の調和と協調(Balance and Harmony)に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(参考) 第4期教育振興基本計画(国)

(令和5(2023)年6月閣議決定)

- ▶ 目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- ▶ 目標2 豊かな心の育成
- ▶ 目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- ▶ 目標4 グローバル社会における人材育成
- ▶ 目標5 イノベーションを担う人材育成
- ▶ 目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ▶ 目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- ▶ 目標8 生涯学び、活躍できる環境整備
- ▶ 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- ▶ 目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- ▶ 目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成
- ▶ 目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- ▶ 目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- ▶ 目標14 NP0・企業・地域団体等との連携・協働
- ▶ 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- ▶ 目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

(参考) 第4期埼玉県教育振興基本計画 (埼玉県)

(令和6(2024)年7月発行)

<基本理念>

「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」

- 第3期計画の基本理念を継承しつつ、社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学びにすることで、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指すものです。
第3期計画においては「豊かな学び」を「県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び」と定義しましたが、そこに「深い」という言葉も加えることで、子供たちの未来を切り拓く力を一層強く育んでいきます。

(計画期間：令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)

(参考) 第4期埼玉県教育振興基本計画 (埼玉県)

(令和6(2024)年7月発行)

計画全体に共通する視点

- 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進
- 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ▶ 目標Ⅰ 確かな学力の育成
- ▶ 目標Ⅱ 豊かな心の育成
- ▶ 目標Ⅲ 健やかな体の育成
- ▶ 目標Ⅳ 自立する力の育成
- ▶ 目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進
- ▶ 目標Ⅵ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- ▶ 目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上
- ▶ 目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進
- ▶ 目標Ⅸ 文化芸術の振興
- ▶ 目標Ⅹ スポーツの推進

第3期上尾市教育振興基本計画（上尾市・現計画） 基本理念

「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」

○夢を育み

急速に進展する社会において、将来に明るい希望を抱き、しっかりと志を持って自己実現を目指すことのできる、知・徳・体の調和のとれた人間を育成する教育を実践します。

○未来を創る

一人一人が社会の変化に主体的に向き合い、多種多様なつながりの中で、互いの価値観を認め、互いを尊重しながら、よりよい社会や豊かな人生を築き上げていくことのできる人間を育成する教育を実践します。

第3期上尾市教育振興基本計画（上尾市・現計画） 基本方針

○生きる力を育む

○絆を育む

○学ぶ喜びを育む

第3期上尾市教育振興基本計画（上尾市・現計画） 目標

- ▶目標Ⅰ 確かな学力の育成
- ▶目標Ⅱ 豊かな心の育成
- ▶目標Ⅲ 健やかな体の育成
- ▶目標Ⅳ 自立する力の育成
- ▶目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進
- ▶目標Ⅵ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- ▶目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上
- ▶目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進
- ▶目標Ⅸ 文化芸術の振興
- ▶目標Ⅹ 健康で活力に満ちたスポーツの推進

2 教育の振興に関する大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。



市長が「教育の振興に関する大綱」を策定する

教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

(H26.7.17 文部科学省 初等中等教育局長 通知)